

足 立 区

デジタル・トランスフォーメーション



推 進 計 画 (案)

Adachi City DX Strategy
Fiscal Year 2022 - 2024

足立区政策経営部
ICT戦略推進担当課

はじめに

基本構想実現のために ～DX 推進による行政サービスと業務の改革～

足立区で生活する人々が「このまちで暮らせて良かった」と心から思い、真の豊かさを実感できるよう、足立区では基本構想に「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続けるひと・まち 足立」を掲げました。

「足立区デジタル・トランスフォーメーション（DX）¹推進計画」は、ICT²技術を活用し、行政サービスの質と持続可能性を向上させ、基本構想が掲げる社会の実現に寄与するものです。区では人材育成と区民サービスの2つの視点から、DXを「付加価値の高い行政サービスの提供と持続可能な業務を担保する行政全般にわたる変革」と定義し、業務の変革を進めていきます。

視点1：人材育成

DXはICT技術を使って事務事業・業務の見直しを行うため、その前提として「課題解決のためにICT技術をどのように活用したらよいか」という発想を持つ人材が必要となります。そのため従来の「区民サービス・業務スキル」「コミュニケーション・マネジメントスキル」「人と人とを結びつけるスキル」に加えて、「データに基づいた論理的思考」「利用者目線のサービス設計」など、ICT技術に関連した区民サービスの向上と協働・協創体制の基盤づくりに必要な職員のスキル習得に注力します。

視点2：区民サービス

限られた資源（人材、財政等）で多様化する区民ニーズに対応するため、書面・押印・対面手続の見直しとICT技術の活用により業務の効率化をはかります。これにより生み出されたリソース（労働資源）を、人だからこそできる業務に可能な限り振り向けます。

また、「行政のワンストップサービス」実現のために国が主導する「特定行政サービスの標準化・共通化」「マイナンバーカードの普及」も推進していきます。

¹ DX（Digital Transformation）とは、ビジネスモデルだけではなく、業務プロセス、組織体制、組織文化をICT技術により変革し、新たな価値を生み出すことです。

² ICT（Information and Communication Technology）とは、情報・通信に関する技術の総称です。

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置付け	3
第3節 計画の期間.....	4
第4節 推進体制	4
第2章 これまでの ICT 化の歩み	5
第1節 社会状況の変化と区の施策.....	5
第2節 国の行政デジタル化施策	6
第3章 計画の体系	7
第4章 計画推進のための取り組み	9
第1節 人材育成	10
第2節 セキュリティ対策と IT ガバナンス	12
第3節 RPA/AI の利用促進	13
第4節 オンライン申請システムと窓口 DX.....	15
第5節 業務システムの標準化と共通化	16
第6節 マイナンバーカードの普及促進	17
第7節 デジタルデバイド対策	18
第8節 データの利活用と EBPM 推進	19

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

区では、基本構想・基本計画の下、「足立区情報化推進計画」（平成25年3月）に基づいて「**区民の絆づくりを支援する情報化**」「**庁内情報化推進の更なる高度化**」を目標にICT化に努めてきました。

しかしながら、新型コロナウイルスの蔓延と急激な少子高齢化による生産年齢人口の減少の下で、区民サービスの質の維持・向上をはかるためには、更なる改革が必要となっています。

1 パンデミックへの対応

令和2年（2020年）に新型コロナウイルスが蔓延すると、これまでのICT化の内容および進捗スピード双方で、その脆弱性が露呈しました。国の緊急事態宣言による外出自粛や学校の休校に伴い、遠隔授業やテレワーク、ワクチン接種予約、遠隔診療などに早急に対応する中で、ネットワーク基盤整備、デジタル化の更なる必要性に迫られました。

諸課題解決のために、国は令和3年（2021年）にデジタル社会形成基本法を制定し、同年9月1日にデジタル庁を創設しました。基本法では、デジタル社会の形成に関し、国、地方公共団体および事業者の責務や施策の策定・施行などを定め、デジタルイゼーション（アナログ処理をデジタル化すること）やデジタルライゼーション（業務プロセス全体をデジタル化すること）をより進化させた、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の実現をめざしています。

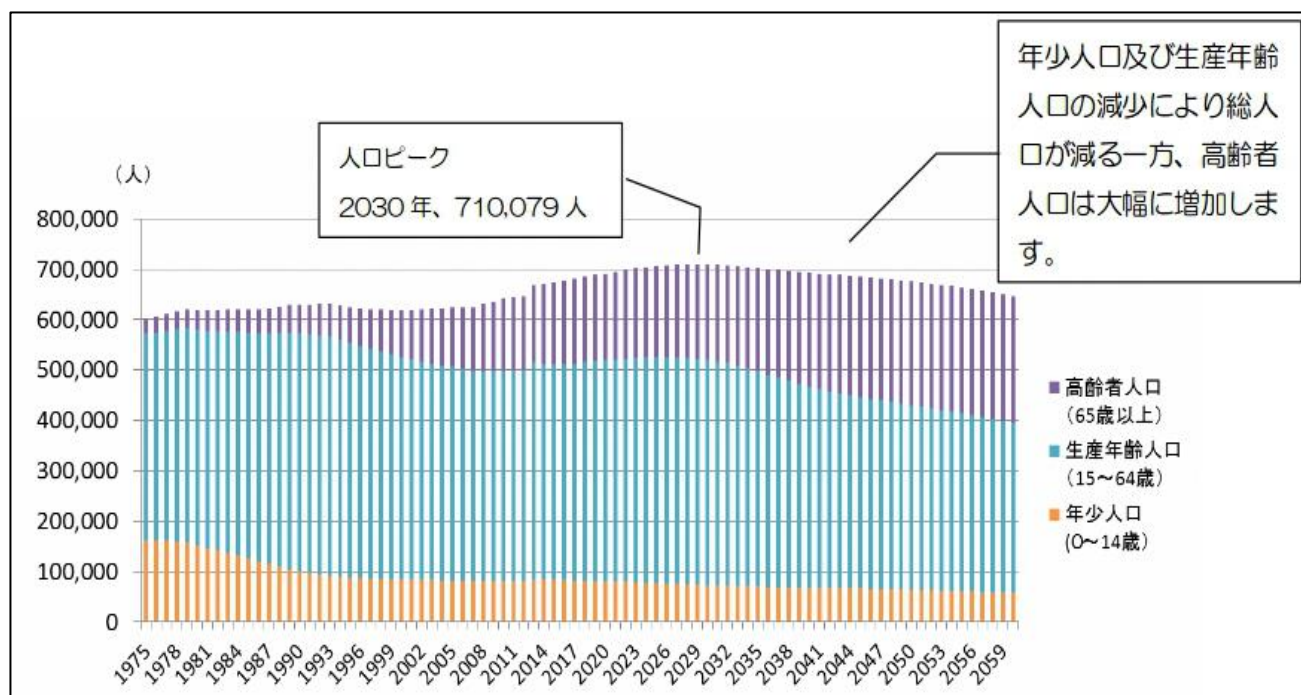
2 生産年齢人口減少への対応

全国的に少子高齢化が進むなか、区においても生産年齢人口の減少が続いています（図1-1参照）。

生産年齢人口が減少すれば、区でも適正な人員の確保が困難になる状況が想定されます。そうした状況下にあっても行政サービスの質の維持・向上を図るためには、既存の業務の進め方を抜本的に見直し、ICTの技術を活用することにより業務の効率化を図ることが不可欠です。

区においてもDX推進計画を策定し、日進月歩の進化をみせるICT技術を駆使し、業務の進め方や業務の関連性を抜本的に見直しつつDXを推進し、更なる区民サービスの向上と行政の効率性を高めながら、基本構想に示す将来像の実現に努めます。

図1-1 区の人口推移と今後の予測

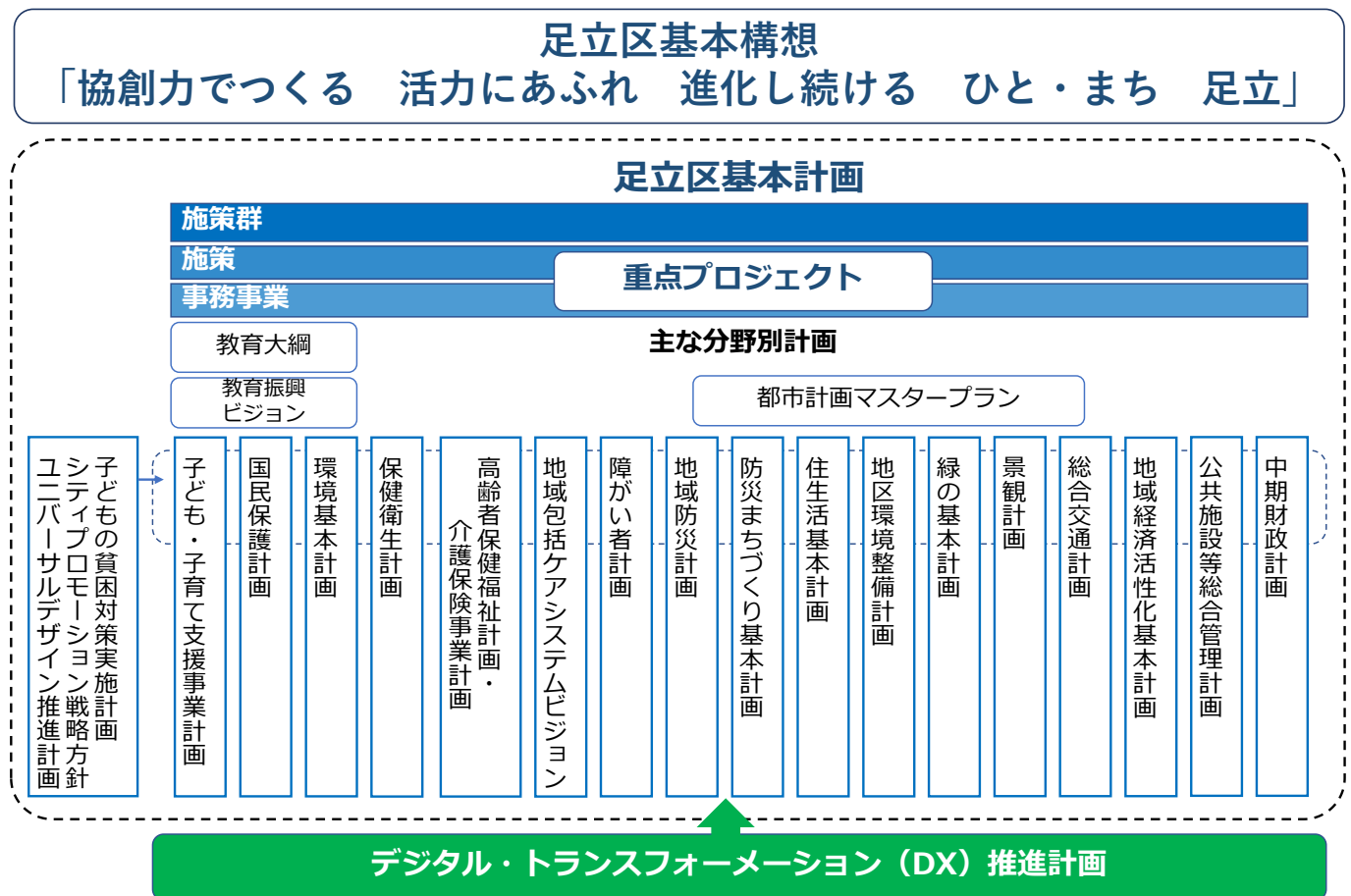


資料：「足立区人口ビジョン改訂版・第2期総合戦略」（令和3年3月）

第2節 計画の位置付け

本計画は、基本計画、各分野別計画とともに、基本構想で定める将来像の実現に寄与します。

図1-2 基本構想・基本計画・主な分野別計画の関係図



第3節 計画の期間

計画期間は、区基本計画と整合を図り、令和6年度（2024年度）までとします。

図1-3 計画期間

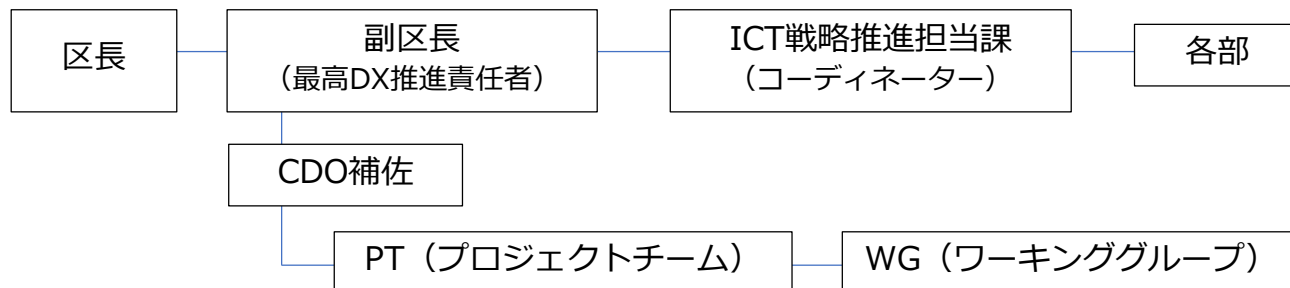
年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
足立区 基本構想	30年後を見据えて策定									
足立区 基本計画	計画期間：H29からR6まで ※R3に改定									
足立区 DX推進計画						本計画の対象期間				

第4節 推進体制

単なる事業や事務の ICT 化ではなく、行政全体に係る内容やプロセスの改善を強力に推進し続けるために、あらたに副区長を最高 DX 推進責任者とし、ICT 戦略推進担当課の下、以下の体制を構築します（図1-4 参照）。

部課長を中心メンバーとした PT を設け、関係部署の課題ごとに WG を設置（区民サービスや事務処理の最前線の担当者として具体的な改善事務に携わる）し、外部専門家、大学・研究機関、企業、NPO などとの DX 分野での協働と協創を推進する仕組みを既存の担当組織内に構築します。

図1-4 DX 推進体制図



第2章 これまでの ICT 化の歩み

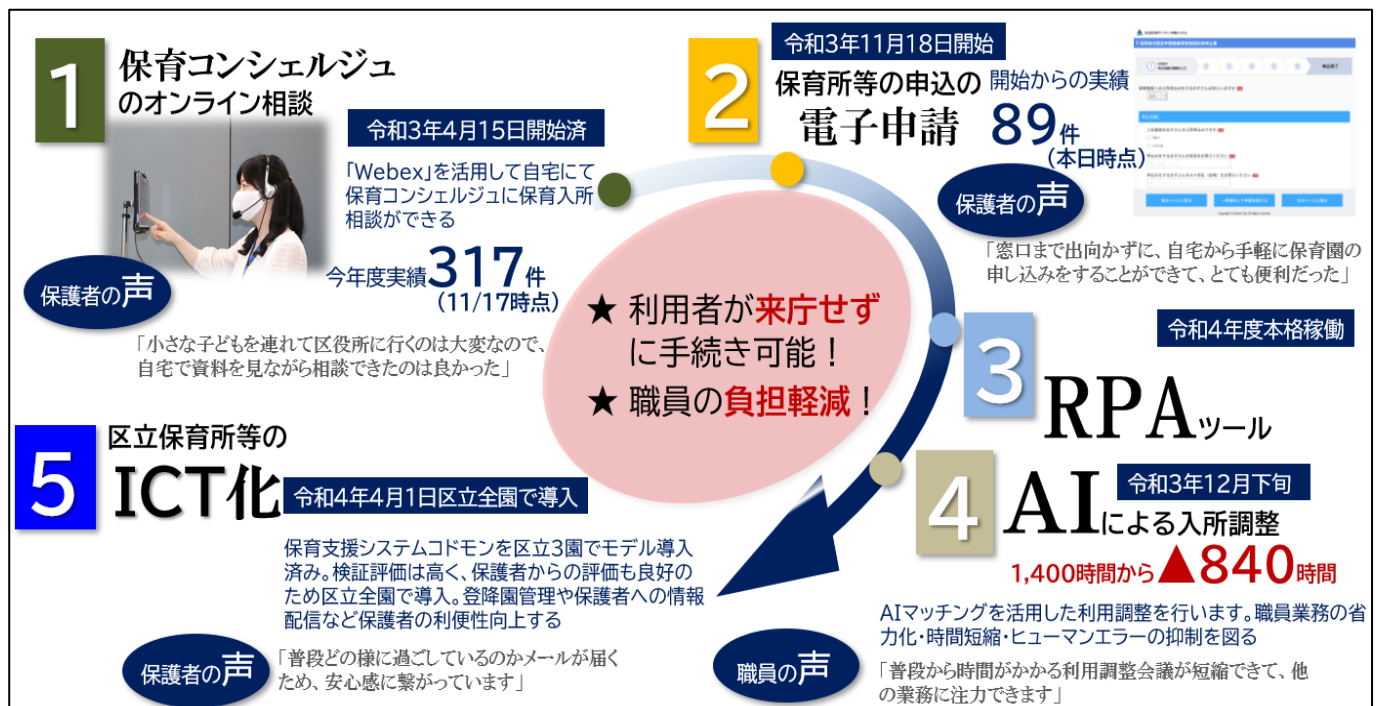
第1節 社会状況の変化と区の施策

行政サービスのデジタル化は、国や東京都ばかりでなく、区としても施策の重点テーマに掲げてきましたが、必ずしも行政内部のデジタル化、その前提となる規制・制度改革（書面・対面手続の原則廃止など）、行政サービスのプロセスの見直しが十分に進んでおらず、その結果、各行政機関のデータのやり取りにも支障が生じていました。

この事実、図らずも新型コロナウイルス感染症の蔓延という事態を受けて顕在化しました。このため、国は「デジタル社会形成基本法」をはじめとする「デジタル改革関連法」を成立させました。

一方、区では令和3年（2021年）度に、行政手続における押印廃止の促進や保育施設入所申請のオンライン化を実施するとともに、区独自のワクチン接種予約システムの構築、RPAの導入、EBPM研修の実施、窓口業務のキャッシュレス決済の導入検討などを通じ、業務の見直しと区民サービスの質の向上に努めてきました。

図2-1 区保育業務のDX事例



第2節 国の行政デジタル化施策

これまでの国のデジタル化施策は、国家戦略等における目標や重点的な取り組み内容に応じて4期に区分することができます。

図2-2 ICT 年表

第1期 ICT インフラの整備

- 2001年 ● **e-Japan 戦略**
「超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策」、「電子商取引と新たな環境整備」、「電子政府の実現」及び「人材育成の強化」が示された。

第2期 ICT 利活用の推進

- 2003年 ● **e-Japan 戦略Ⅱ**
第一期で整備された IT 基盤を活かして社会・経済システムを積極的に変革し、21世紀にふさわしい「社会全体が元気で、安心して生活でき、新たな感動を享受できる、これまで以上に便利な社会」を目指すことを基本理念とした。
- 2006年 ● **IT 新改革戦略**
「IT 化を妨げる社会的制約を排除」と「IT」により構造改革を推進。2008年に「IT 政策ロードマップ」を策定した。
- 2009年 ● **i-Japan 戦略 2015**
①電子政府・電子自治体分野、②医療・健康分野、③教育・人財分野の各取組を推進した。
- 2010年 ● **新たな情報通信技術戦略**
「国民本位の電子行政の実現」、「地域の絆の再生」、「新市場の創出と国際展開」の重点戦略（3本柱）が定められた。

第3期 デジタルデータの利活用

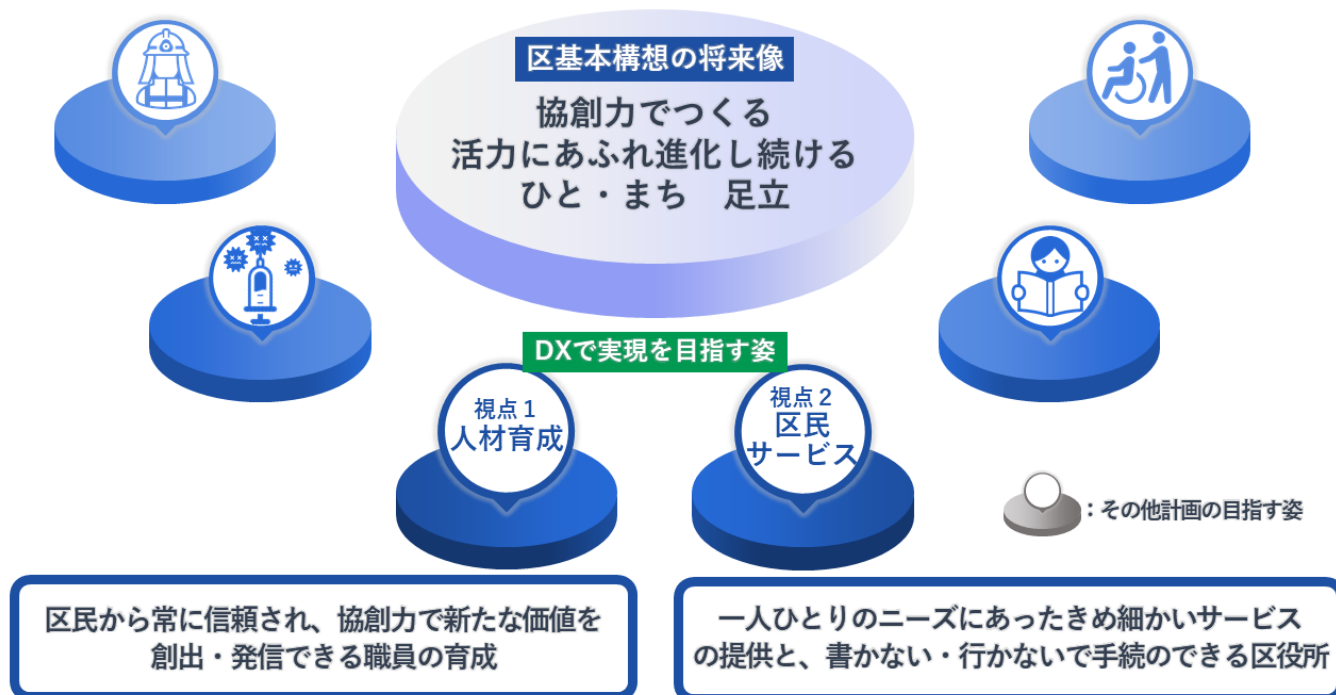
- 2013年 ● **世界最先端 IT 国家創造宣言**
「1.革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現」「2.健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会の実現」「3.公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現」の3項目を柱として必要な取組を定めた。
- 2016年～ ● **官民データ活用推進基本法等**
官民データ活用推進基本法（2016年）、世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（2017年）、デジタル・ガバメント推進方針（2017年）、デジタル・ガバメント実行計画（2018年）が策定された。

第4期 デジタル社会の構築

- 2018年 ● **世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画**
①デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行、②地方のデジタル改革、③民間部門のデジタル改革を重点目標として掲げている。

資料：総務省「情報通信白書」（令和3年版）

第3章 計画の体系



区基本構想の将来像実現に寄与するため、「人材育成」と「区民サービス」の視点に基づき、DXを通じて「区民から常に信頼され、協創力で新たな価値を創出・発信できる職員の育成」「一人ひとりのニーズにあったきめ細かいサービスの提供と、書かない・行かないで手続のできる区役所」の実現を目指します。

この目指す姿を実現するため、以下の3本の柱となる施策を中心に計画をまとめます。

3本の柱



柱1 DXを実現できる職員の育成

区民サービスを提供するのも日々の業務を改善するのも、その主体は職員です。区では、DXを担う人材として「区政の課題の真因を理解し、ICTやデータを適時活用することにより課題を解決できる職員」の育成をめざします。

柱2 ニーズに即応した区民サービスの提供・サービスの質の維持と向上

区民ニーズに的確に応え、あらゆる世代が安心して暮らし続けられる地域づくりのため、区民へのプッシュ型（提案型）の情報発信とサービス提供を可能とするため、関連データを分析して区民のニーズを把握することにより、区民目線のサービス設計を行います。施策の効果測定にはEBPMを活用し、その結果を施策の改善と次の施策に反映します。

サービスの質の維持と向上のために、職員の能力開発とガバナンスに対する意識向上を図るとともに、BIツールによる業務の見える化を行い、RPA・AIを活用し特定の職員にだけ業務が集中しない仕組みを構築し、職員による不正、ヒューマンエラーを防止します。

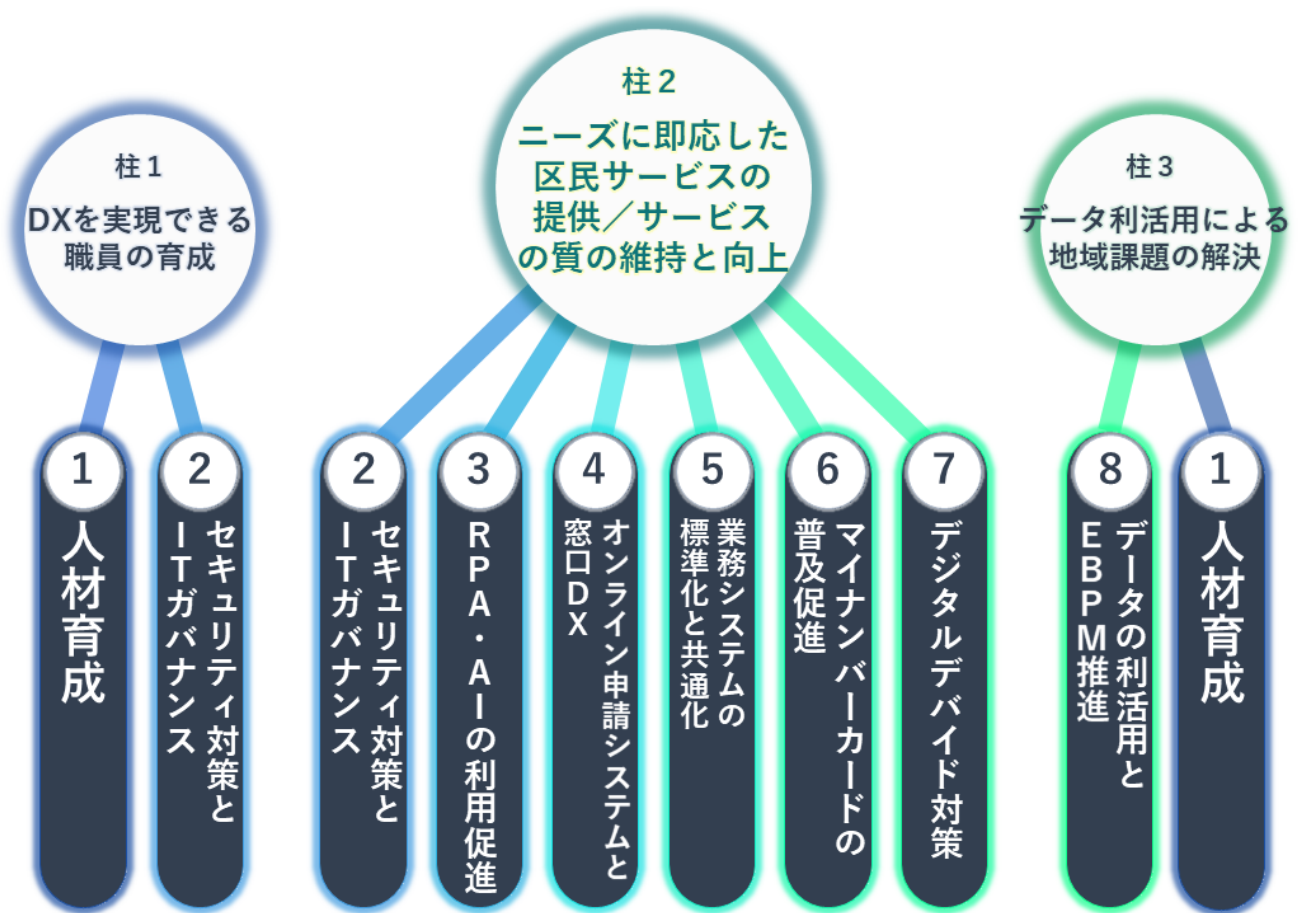
柱3 データ利活用による地域課題の解決

施策の立案・実行、効果的・効率的なサービスの提供を実現するためには、区が保有するデータの分析と、サービス実施後の効果測定が不可欠です。区保有データは活用可能な形でオープンデータ化した上で情報発信に努め、区民をはじめ民間企業、教育研究機関、その他の行政機関と連携し、デジタル技術を活用した地域課題の解決をめざします。

第4章 計画推進のための取り組み

DXの推進のため3本の柱の下、取組①「人材育成」、取組②「セキュリティ対策とITガバナンス³」、取組③「RPA/AIの利用促進」、取組④「オンライン申請システムと窓口DX」、取組⑤「業務システムの標準化と共通化」、取組⑥「マイナンバーカードの普及促進」、取組⑦「デジタルデバйд対策」、取組⑧「データの利活用とEBPM推進」に取り組みます。

図4-1 柱と各取組の対応図



³ 経営陣がステークホルダのニーズに基づき、組織の価値を高めるために実践する行動であり、情報システムのありべき姿を示す情報システム戦略の策定及び実現に必要な組織能力（システム管理基準（骨子）経済産業省H30より）。

第1節 人材育成

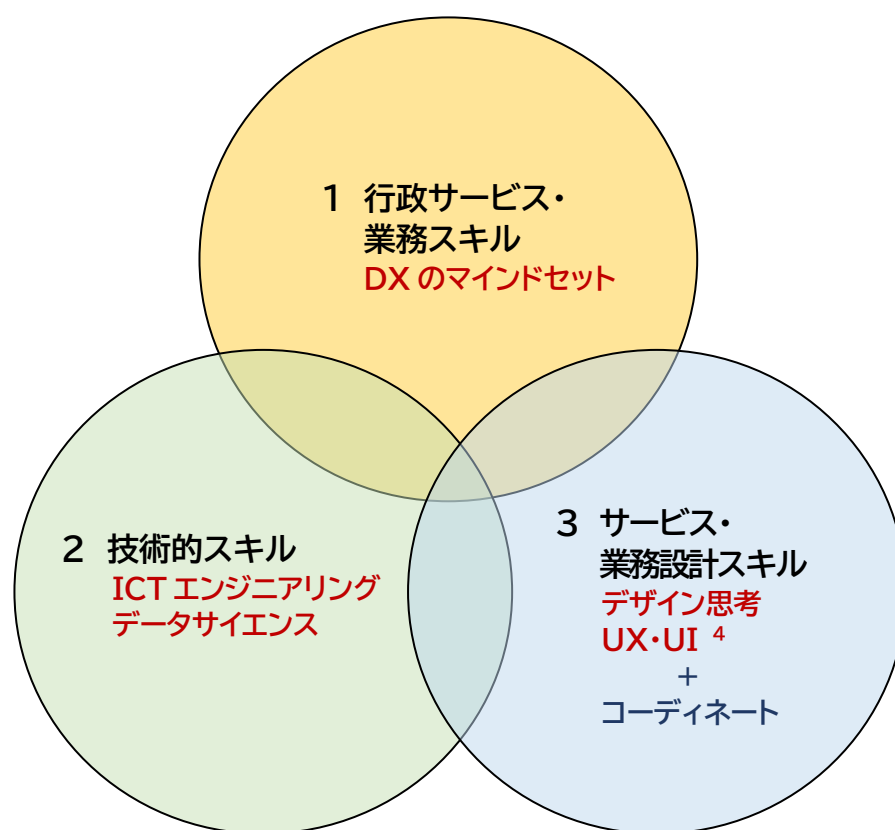
施策やシステムを動かすのは「あくまでも人」という考えから、

区政の課題の真因を理解し、ICT やデータを適時活用することにより課題を解決できる職員

の育成のために体系的・継続的な人材育成を行います。

そのためには、下図にあるようなスキルの習得が必要です。

図4-2 DX 推進に必要なスキルのイメージ



⁴ デザイン思考とは、課題解決のために、ユーザー視点に立ってサービスや製品の本質的な課題・ニーズを発見し解決に結びつけようとする考え方です。UX とは、ユーザーエクスペリエンス（User eXperience）の略称で、製品やサービスを通じて得られるすべてのユーザー体験を意味しています。UI とは、ユーザーインターフェイス（User Interface）の略称で、一般的にユーザーと製品をつなぐ接点を意味します。

1 行政サービス・業務スキル

現在、行政サービス・業務については様々な研修が行われています。この研修で習得できる知識やスキルの他に、DX 推進に特に大切なのは、「サービスや業務を改善する」「どうしたらできる」「新たな価値を創造する」といったマインドセット（心構え）です。従って、既存の研修内容に加えて職員の業務改善に対する共通認識やマインドセットの必要性の確認にも注力します。

2 技術的スキル

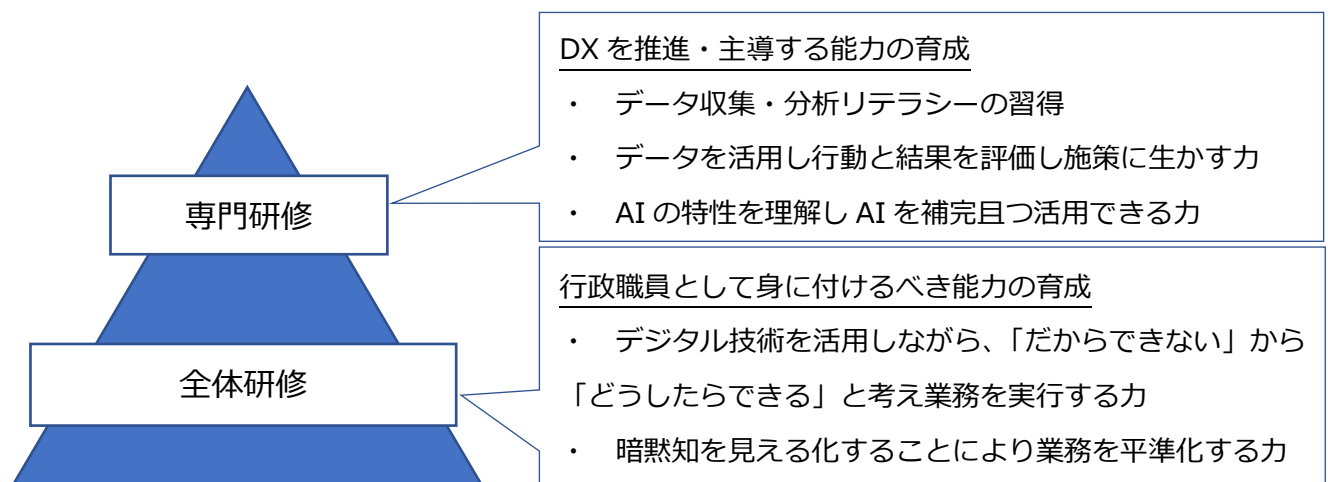
専門的な知識取得が必要なことから、まずは DX・ICT 推進を主導する部署の職員にスキル習得の研修を行います。また、より高度若しくは有用性の高いデータ収集やその分析及び分析に基づいたサービス構築には、大学、研究機関、企業などから知見を得ることが必要となる場面も想定し、関係機関、団体との一層の協働・協創関係の構築に努めます。

3 サービス・業務設計スキル

区民及び利用者のニーズをよりの確に把握し、区民サービスや業務に反映していくために必要な最新のデジタル技術に関するスキル取得にも力を入れます。また、外部機関との協働・協創が必要なことから、デザイン思考・UX・UI に関する研修で得られる知見のもと、複数のステークホルダーとのコーディネートにも各所管の PT リーダーを始めとした職員を中心に積極的に取り組みます。

下記の通り、全ての職員を対象とする全体研修と、DX・ICT 推進を主導する職員等を対象とする専門研修にそれぞれ重点項目を設定し、外部研修の活用も視野に研修を実施します（図4－3 参照）。

図4－3 研修重点項目



第2節 セキュリティ対策とITガバナンス

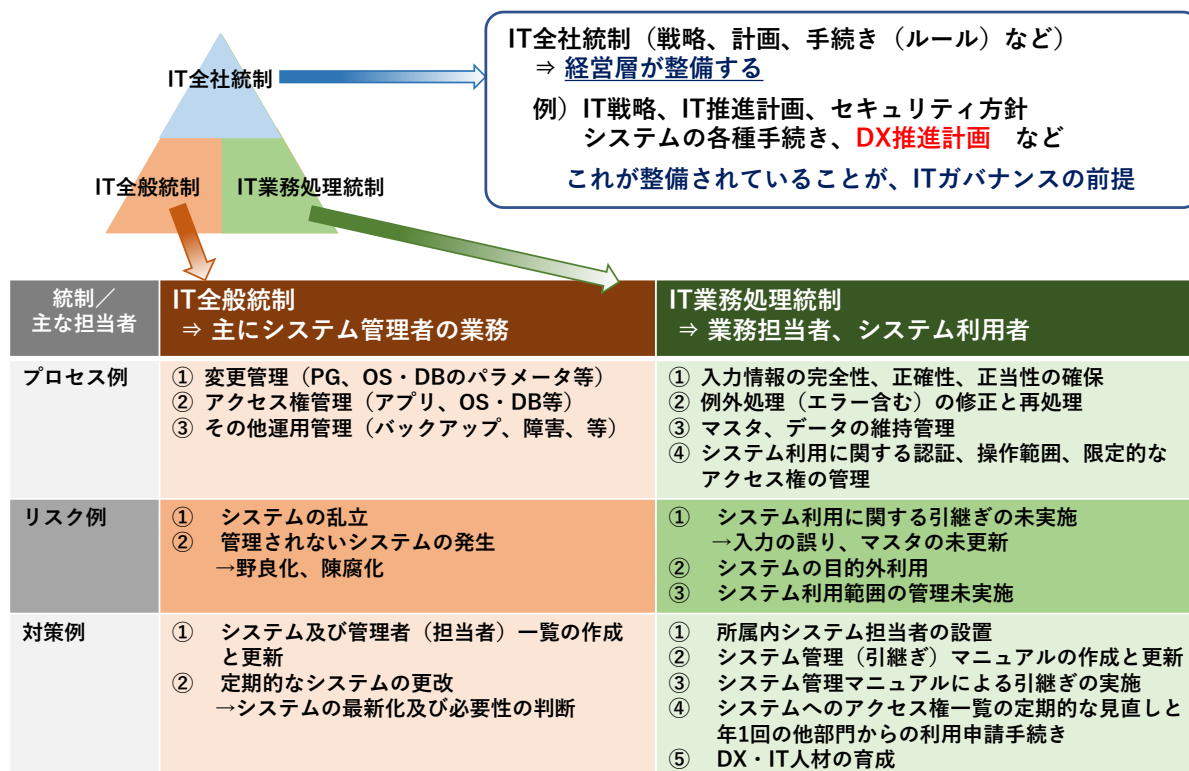
区では「足立区情報セキュリティ基本方針に関する規則」（令和2年4月1日施行）の下、セキュリティ対策に関する要綱を定め、機密性（confidentiality）、完全性（integrity）、可用性（availability）に留意し、人的、技術的対策を講じてきました。

今後、国のクラウド・バイ・デフォルト⁵の考え方の下、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会」（総務省）の動向を注視しつつ、規則・要綱の対応を進めていきます。

また、クラウド利用においては技術提供企業やベンダーとのリスク分担が非常に重要なため、導入時の契約の際これらを明確にする条項を設定します。同時に、電子署名（デジタル署名）による発信者や作成者の検証、ハッシュ値やメッセージ認証などによる改ざん⁶検知、記憶媒体や伝送路の暗号化による盗み取りや改ざん防止などの技術を組み合わせて用いることで真正性（Authenticity）を、不具合を可能な限り減少させるシステム設計により信頼性（Reliability）を、情報の閲覧や編集などの動作、または情報を取り扱っている人を追跡できるようにすることで責任追跡性（Accountability）を担保します。

内部統制におけるIT統制に関しては次の図の通りとし、関係部署とDX推進担当部署との連携に努めます。

図4-4 内部統制における「ITへの対応」のフレームワーク



⁵ クラウド・バイ・デフォルトとは、情報システムの開発・整備を行う際にクラウドサービスの利用を第一候補とすることです。

⁶ 字や語句を変えることです。

第3節 RPA/AI の利用促進

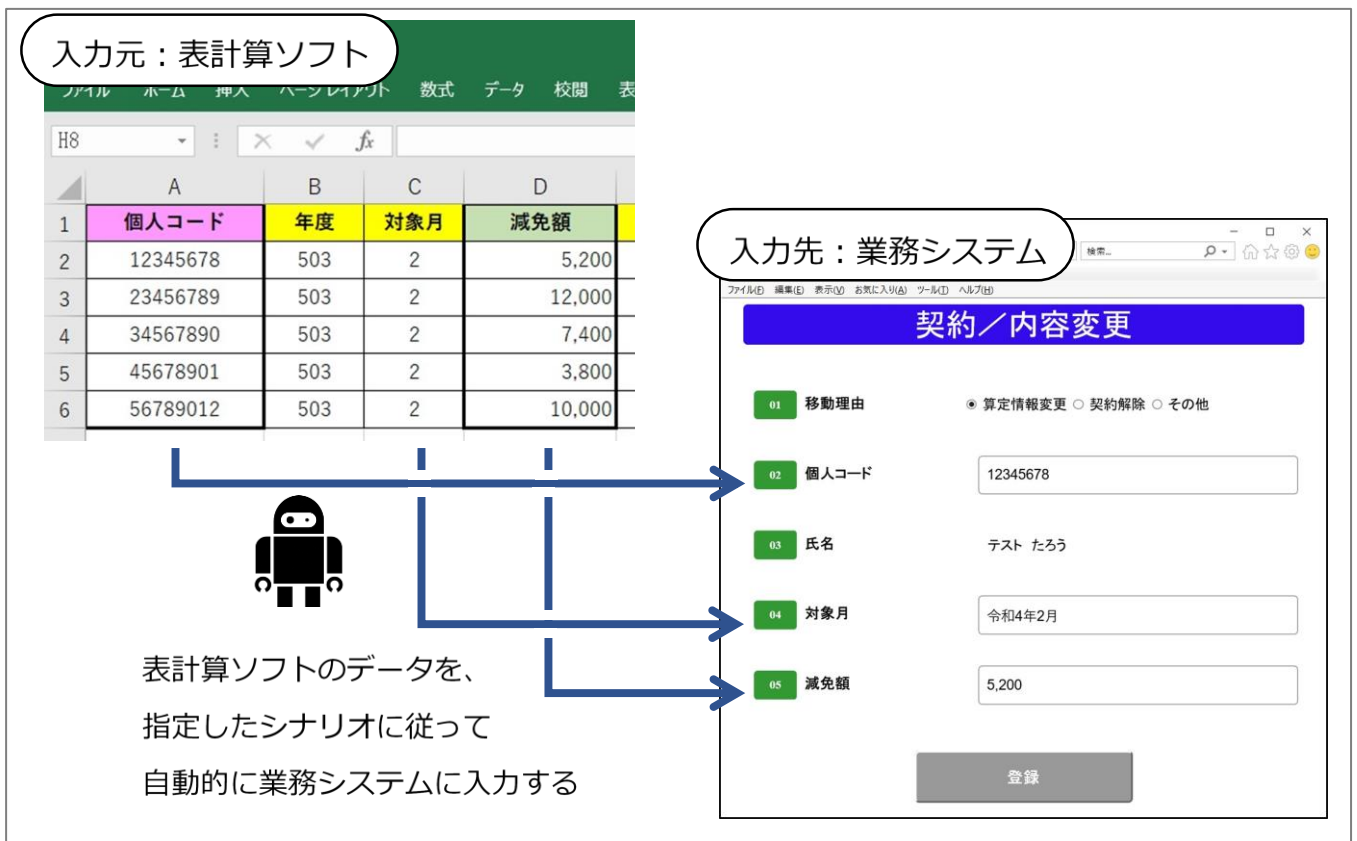
1 RPA の導入

RPA（Robotic Process Automation）とは、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作を、ソフトウェアにより自動化するものです。具体的には、表計算ソフトやメールソフト、業務システムなど複数のアプリケーションを使用する業務プロセスを自動化することです。

まずはDX推進の一環として「各業務の棚卸」「業務プロセスの再確認」を通じて業務の可視化を行った上で、「保育施設入所申請」への導入を皮切りに、同様の処理が大量に発生する作業の効率化が図れる業務に導入していきます。これにより、入力時のミスと作業時間の大幅な短縮を目指します。

導入の際のシナリオ作成と保守については可能な限り外部に発注することなく内部で行う「内製化」に努め、費用を最小化します

図4-5 RPAのイメージ



2 AIの導入

人工知能（AI：artificial intelligence）については、未だ確定した明確な定義はありませんが、「一般社団法人人工知能学会 設立趣意書」（1990.6.29）によると「大量の知識データに対して、高度な推論を的確に行うことを目指したもの」とされています。

人工知能というと、人間ではなく機械が人間に代わって諸々の判断を下すと思われるがちですが、現在の技術は、未だ人間と同等の意識・思考を持つに至っておらず、特定の業務に特化して人間の機能の一部を代替するものに過ぎません。最終的な判断は人間が行います。

区では、既に人工知能を搭載した議事録作成ソフトを導入しています。また、手書きや印刷された文字を読みとってデータ化する作業（OCR：Optical Character Recognition/Reader）の精度向上のためにAIの技術を導入する予定です。

今後は、逐次各種申告書類の内容が妥当か否かの判断や、一定の条件に基づいて事柄や画像を分類するなどの作業に人工知能の利用を考えていきます。

第4節 オンライン申請システムと窓口 DX

1 オンライン申請システム

「『いつでも どこでも』繋がる行政」を実現するため、令和4年4月から新たにオンライン申請システムを導入しました。これにより、従来、本庁舎や区民事務所の窓口で行っていた手続きをスマートフォンやタブレット、パソコンを用いていつでも行えるようになりました。

オンライン申請システムは、各手続の特徴に合わせて職員が申請フォームを作成することが可能であり、利用者が使いやすいシステムを実現できます。令和4年7月時点で10,000件以上のオンライン申請がなされ、そのうち半数以上が区役所・区民事務所の窓口受付時間外の申請となる等、新たなニーズに即したものとなっています。

オンライン申請システムに対応している手続は開始当初89件でしたが、令和4年度中には200件を超える予定となっており、利用者のご意見・ご要望を反映しながら今後もサービスの拡充に努めていきます。

図4-6 足立区オンライン申請システムのトップページ



2 窓口 DX

行政の窓口では、複数の申請書に氏名や住所などの基本情報を何度も記載させることが多く、その都度職員の確認・入力作業が必要なため、来庁者の滞在時間が長くなる一因となっています。

これらの課題解決に向けて、令和5年度には、来庁前にパソコンやスマートフォンから申請フォームに入力するだけで一度に複数の申請書が作成できるシステムの導入や、マイナンバーカードや運転免許証から氏名や住所などを読み取り、基本情報が印字された申請書を発行できる端末を設置する予定です。これにより、窓口での記載時間を無くし、手続を簡素化させることで来庁者の滞在時間の短縮を図ります。

第5節 業務システムの標準化と共通化

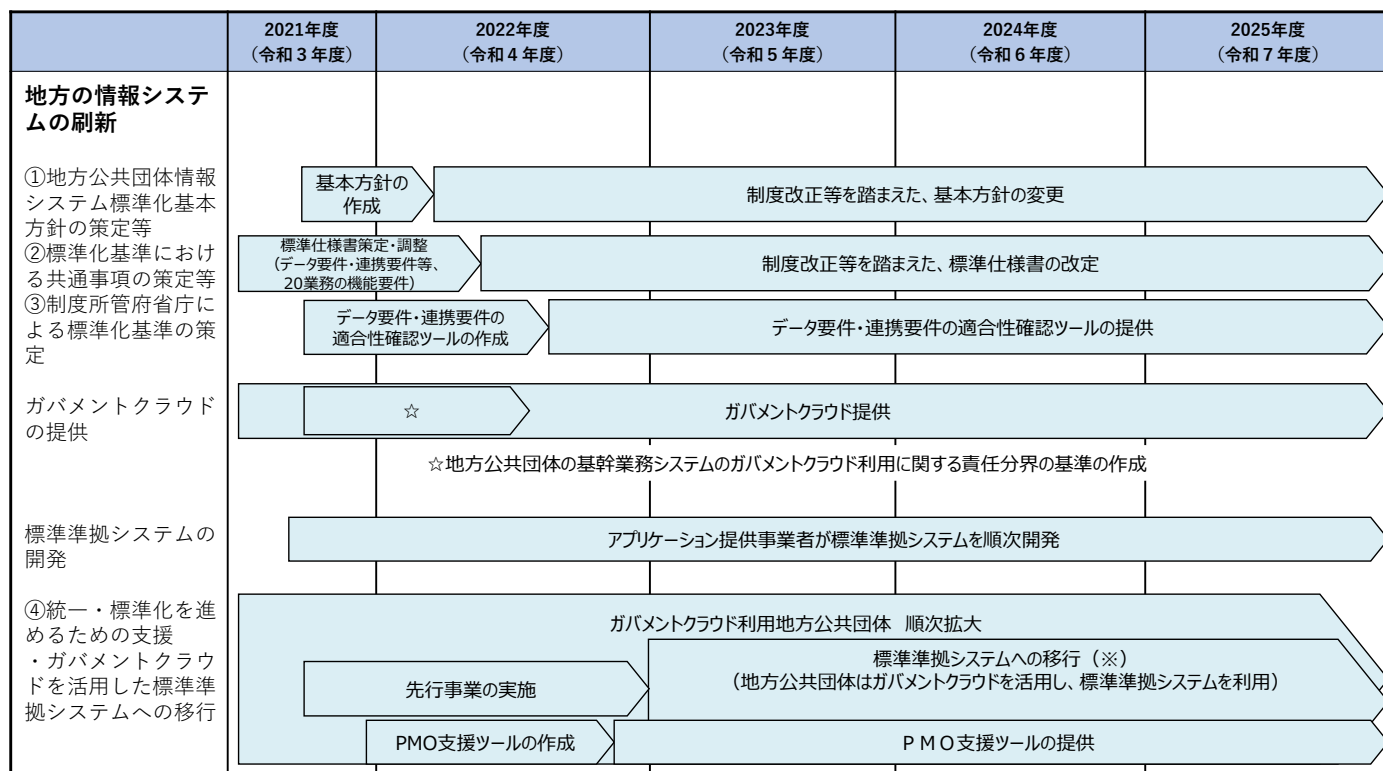
令和元年8月、国の「スマート自治体研究会」において「システムの標準化」の方策が示されました。これまで自治体ごとに仕様が異なっていた情報システムを標準化することで各自治体のデジタル化を推進し、コスト削減や情報セキュリティ水準の向上を図るものです。

令和3年5月には、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、標準化基準に適合した情報システムの利用が義務付けられました。

区では次の18業務を標準化していきます。

- | | | | | |
|----------|------------|---------|--------|-------|
| ①児童手当 | ②子ども・子育て支援 | ③住民基本台帳 | ④戸籍の附票 | ⑤印鑑登録 |
| ⑥選挙人名簿管理 | ⑦個人住民税 | ⑧軽自動車税 | ⑨戸籍 | ⑩就学 |
| ⑪健康管理 | ⑫児童扶養手当 | ⑬生活保護 | ⑭障害者福祉 | ⑮介護保険 |
| ⑯国民健康保険 | ⑰後期高齢者医療 | ⑱国民年金 | | |

図4-7 情報システム刷新スケジュール



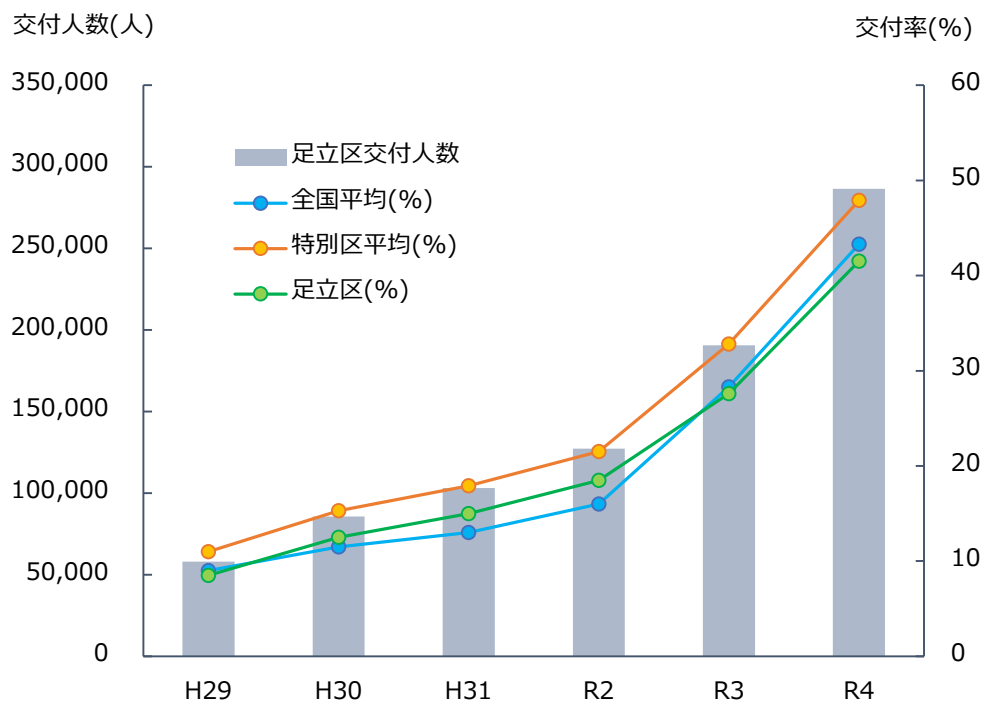
資料：令和4年（2022年）6月7日閣議決定「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

第6節 マイナンバーカードの普及促進

電子申請を進める上で、区民の本人確認をオンラインで行うことは、手続きにおけるセキュリティの保持のために非常に重要な要件です。また、国や他地方自治体と手続きを共有する場合も、公的な本人確認手段である「マイナンバーカード」の普及が大前提となります。

しかし、カード所有の有無により区民の利便性に差が生じないように、当面は^{イーケーワイシー}
e-KYC⁷など他の認証でも申請が可能な手段と並行して運用していきます。

図4ー8 マイナンバーカード交付状況



（各年の基準日は H29.5.15 付、H30.7.1 付、H31～R4 は 4 月 1 日付）

資料：総務省「マイナンバーカード交付状況について」

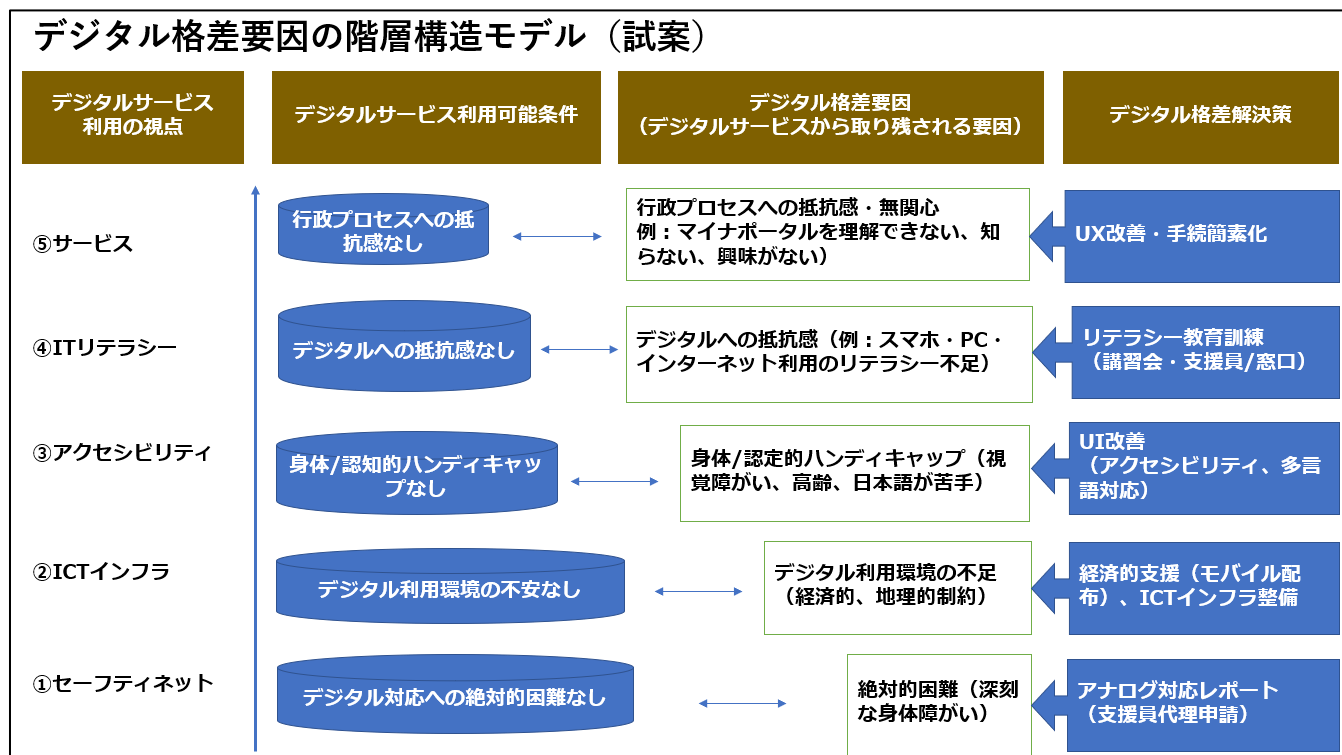
⁷ e-KYC（electronic-Know Your Customer）とは、運転免許証などの本人確認書類を用いて、オンライン上で本人確認を完結する技術のことです。

第7節 デジタルデバйд対策

「誰一人として取り残されない」デジタル社会の実現のため「官民挙げて利用者視点でのサービスデザイン体制を確立していく観点から、特に、行政機関等が提供するサービスにおける UI・UX、アクセシビリティを確保することは喫緊の課題であり、行政機関等には、各種サービスの検討段階から多種多様な利用者を想定したデザイン思考に基づく対応等が求められる」（「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022.6.7 閣議決定））とされています。「誰一人として取り残されない」には「全ての国民がデジタル化に対応できるようにする」と「デジタル化に対応できなくとも不利益を受けないようにする」という意味が含まれていると考えられます。

デジタルデバйдの要因は多様かつ一人ひとり異なるため（図4－8参照）、区は基礎自治体としてこれらの要因をその特質ごとに階層化し、階層ごとの対策を念頭に、全ての区民がデジタル化に対応できる施策を展開しつつ、デジタルを介したサービスや手続への対応が困難な区民が不利益を受けないように対策を講じます。

図4－9 デジタルデバйдに関する構造モデル図



資料：地方公共団体情報システム機構（2021.4）「月刊 J-LIS」P47 狩野英司

第8節 データの利活用と EBPM 推進

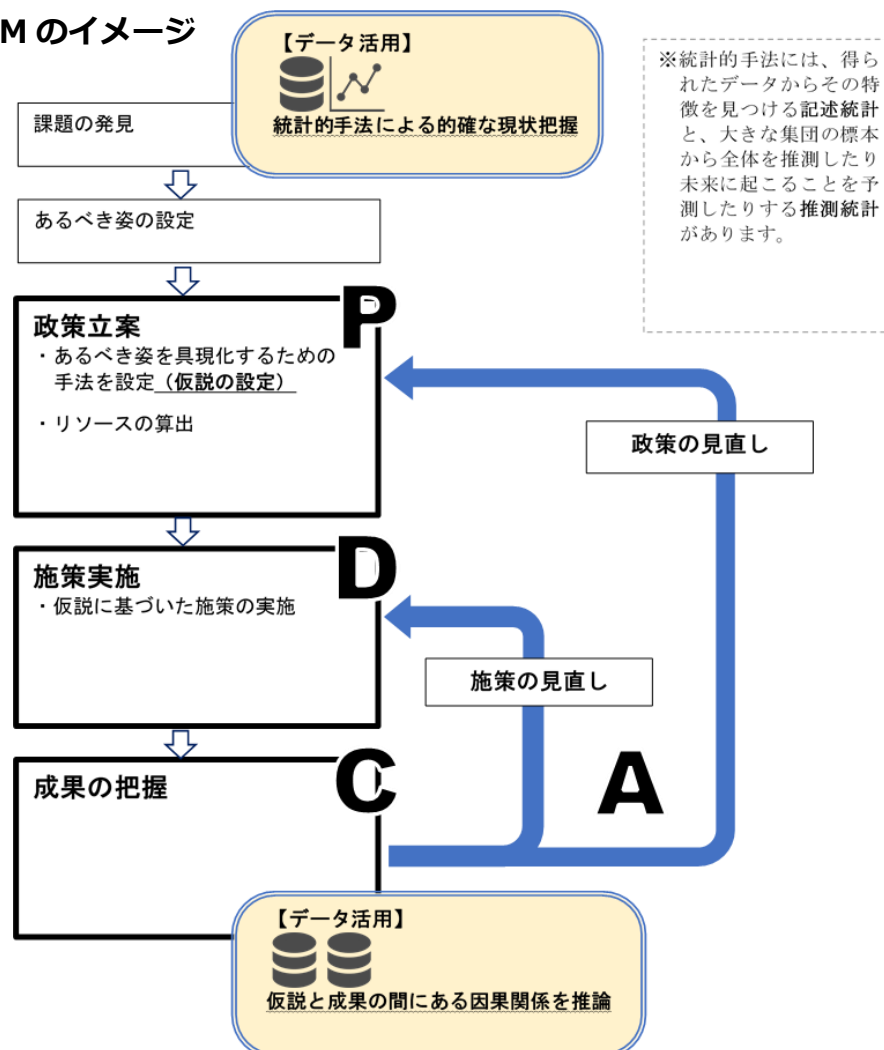
1 庁内データ利活用の推進と EBPM

限られた人員や財源で本計画に示す「ニーズに即応した区民サービスの提供とサービスの質の維持と向上」を実現していくためには、大幅な業務効率化による生産性の向上が必要です。また、将来発生する可能性のある問題の予見や住民ニーズを把握して、プッシュ型で提供するサービスも活用しながら、区民の生活の質（QOL）の向上を図ることも重要となります。

これらを具現化するためには、現状や課題を、単に経験から得た知識だけで判断・解決するのではなく、データを分析し、エビデンスを基に確かな方向性を判断することが不可欠です。

区では、EBPM におけるデータ活用とロジックモデルについての研修を令和3年（2021年）度を実施し、「重点プロジェクト」の立案においても、データによる評価が行いやすいように、令和4年（2022年）度からロジックモデルを活用した様式に改定しました。今後も政策、施策の立案・実施に活用していきます。

図4-10 EBPM のイメージ



2 官民データ活用とオープンデータ化の推進

国では、行政機関は最大のデータ保有者であり、行政自身が国全体の最大のプラットフォームとなるべく、データの分散管理を基本として、行政機関がそのアーキテクチャを策定し、マイナンバー制度とリンクしたID体系の整備、ベース・レジストリ⁸を始めとした基盤データの整備、カタログの整備等を行うとともに、民間ともオープン化・標準化されたAPIで連動できるオープンなシステムを構築していくことが求められるとし、デジタル庁が司令塔となり以下の「包括的データ戦略」を示しています。

区では、「区保有データの外部提供に関する手引き」（令和3年6月）を公表し、「足立区データ適正利活用推進会議」の審議を経て区保有データの提供を行っています。今後も、オープンデータ化を推進し、庁内のEBPMの促進と社会全体のデータ利活用を推進していきます。

図4-11 包括的データ戦略の概要図



資料：「包括的データ戦略の概要」（令和3年6月18日閣議決定）

⁸ 公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベースのことです。



令和 年 月

足立区デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

【発行】 足立区

【編集】 足立区 政策経営部 ICT戦略推進担当課

住所：足立区中央本町一丁目17番1号

電話：03-3880-5648（直通）

電子メール：ictsenryaku@city.adachi.tokyo.jp